

県央・県南エリア周遊促進事業業務委託
企画提案競技募集要項

1. 目的

県央・県南エリア（大分市、臼杵市、津久見市、由布市、佐伯市）の魅力ある「食」を中心に、同エリアの観光スポット等を巡るストーリー性のあるモデルコースを設定するとともに、モデルコースに関する観光素材集を作成し、観光協会等が旅行商品として営業するためのツールとして活用するほか、県内人口の半数を占める大分市民や湯布院を訪れた旅行者への情報発信の資料として活用することを目的とする。

2. 契約に付する事項

- (1) 委託名 県央・県南エリア周遊促進事業
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和4年2月28日まで
- (3) 業務概要 別紙「県央・県南エリア周遊促進事業業務委託仕様書」による
- (4) 上限額 3,267,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格等

(1) 参加資格

参加できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ① 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと
- ③ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利便や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団（員）であることを知りながらこれらを利用している者

- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していない者であること

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- ⑤ 見積金額が県が提示する予算上限額を上回るとき

(3) 参加資格確認申込書及び資格審査書類

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（様式1）を令和3年6月28日（月）17時までに提出すること。

（FAX可。その場合は必ずただちに電話にて到達を確認すること）

また、次に定める資格審査書類を、企画提案書等の提出期限（令和3年7月5日（月）17時）までに持参また配達証明付きの郵送で提出すること。

- ① 参加審査書類（1部提出。A4サイズ。長辺綴じ）
 - ア 企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（様式2）
 - イ 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しても可。）
 - ウ 過去の類似業務の実績を証する書類

(4) その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和3年7月2日（金）までに「辞退届」（様式3）を提出すること。

4. 募集から契約締結までのスケジュール

日程	時間	内容
令和3年6月21日(月)	—	募集開始
令和3年6月24日(木)	17時	質問受付期限
令和3年6月28日(月)	17時	企画提案競技参加申込書受付期限
令和3年7月5日(月)	17時	企画提案書受付期限
令和3年7月9日(金)予定	—	審査委員会質疑送付
令和3年7月13日(火)予定	—	提案者回答期限
令和3年7月16日(金)予定	—	結果通知

5. 説明会 実施しない

6. 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」(様式4)にて行うものとし、質問書はE-mailで提出すること。件名は「県央・県南エリア周遊促進事業業務委託に関する質問」とすること。なお、必ず電話にて到達を確認すること。

(1) 質問書の提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和3年6月24日(木) 17時まで

イ 提出先 「9. 問合せ先」に提出

(2) 回答

質問に対する回答は、随時、ホームページにて公表する(最終回答は6月25日(金)予定)。なお、回答内容は、本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

7. 企画提案書の提出等

業務の目的等に留意のうえ、下記の書類を6部作成し、提出期限((2)提出期限及び提出先を参照)までに提出すること。

A4サイズ(片面印刷)。白黒、カラーは問わない。

(ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること)

(2) 提出書類

① 表紙(様式自由:A4版)

・会社名、担当者名及び電話番号等連絡先(E-mail含む)を明記すること。

② 企画提案書(様式自由:A4版)

・企画提案の提出は1社1案とする。

- ③ 協力企業一覧表（様式自由：A4版）
 - ・業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。
- ④ 業務実施体制表（様式自由）
 - ・組織体制、受託責任者、予定担当者、当該配置予定担当者の経歴及び業務実績等を記載したもの。
- ⑤ 企業組織の概要（様式自由）
- ⑥ 同様の事業実施実績
- ⑦ 見積書（様式自由）
 - ・項目ごとに単価、金額等内訳を記載すること。
- ⑧ 上記①～⑦までを40枚以内とする

(3) 提出期限及び提出先

- ① 提出期限 令和3年7月5日（月） 17時（郵送の場合は17時着まで）
- ② 提出先 「9. 問合せ先」に提出

(4) 提出方法

- ・郵送又は持参するとともに、E-mailなどにてデータを提出すること。
- ・郵送の場合は、配達証明付きに限るものとし、提出期限必着とする。
- ・持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。
- ・企画提案書をもとに、審査委員会を設置し審査を行う。審査結果については、文書及びE-mailで提案者に通知する。審査員及び審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。

8. 審査について

(1) 審査の基準

提案された企画は次の項目により審査する。

項目	内容
1 基本事項	
コンセプト	・委託事業の趣旨・目的にそった企画提案になっているか
経験等	・今までの類似業務の実績
見積金額	・見積金額は妥当な金額か

2 企画内容	
企画構成	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の内容は全て盛り込まれているか ・実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっているか
魅力の PR	<ul style="list-style-type: none"> ・中部振興局管内の魅力を十分に PR できる内容となっているか ・効果的な情報発信となっているか
波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の波及効果及び事業終了後の事業実施効果が見込まれるか
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか
3 業務管理体制	
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者や役割分担等が具体的に示され、要請に応じて即時の対応ができる体制が整っており、本業務を確実に履行できるか
業務企画・作業工程	<ul style="list-style-type: none"> ・作業ごとに開始、終了が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっているか

(2) 審査及び決定通知

① 審査方法について

企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、書面審査において最優秀提案 1 件を選定する。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。一往復のみ、審査委員から提出された意見・質問を大分県中部振興局から提案者に対してメールにより送付し、同日から休日及び祝日を除き 2 営業日以内を回答期限として質疑応答を行う。

② 提案者が 1 者の場合

審査委員会における審査において業務の円滑な遂行が可能であると判断した場合には、本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

③ 提案者がいない場合

ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。

④ 審査結果は、令和 3 年 7 月 16 日（金）を目処に文書及び E-mail により通知する。

⑤ 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

9. その他

- ・企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

- ・この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・提出期限後の企画提案書の提出は認めない。また提出期限後の差替え及び再提出も認めない。
- ・採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。

10. 問合せ先

〒870-0021 大分県大分市府内町3丁目10番1号（県庁舎別館2階）

大分県中部振興局 地域創生部 （担当：大江）

電話：097-506-5727 FAX：097-506-1813

E-mail：a11604@pref.oita.lg.jp